

令和7年国勢調査 調査員申込書

- 1 国勢調査員の身分は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です
- 2 調査員の要件は原則20歳以上で責任をもって調査を遂行いただける方です(詳細裏面)
- 3 調査員報酬額(目安)は、1調査区担当(おおむね50世帯)で4万円程度、2調査区担当(おおむね100世帯)で7万円程度です ※調査区内の実世帯数によって額は増減します

申込日	令和7年 月 日		
フリガナ			性別 どちらかを ○囲み
申込者氏名			男・女
生年月日	昭和 平成 年 月 日生	年齢	歳
住所 <small>アパートやマンション名、部屋号数まで記入</small>	〒 -		
連絡先	自宅	- -	メール アドレス
	携帯	- -	
調査時の交通手段 (複数選択可)	ア.徒歩 イ.自転車 ウ.バイク エ.自動車 オ.その他()		
担当調査区域の希望 (いずれかを○)	ア.自宅を含む周辺区域 イ.自宅を含まない近隣区域 ウ.市内全域可 エ.その他 [] ※国勢調査の境界と校区や自治会の境界は必ずしも一致しませんのでご了承ください ※ご担当いただく調査区域は、お住まいの近隣の調査区をお願いすることを基本として調整し、事前にお知らせする予定です		
担当調査区数の希望	ア.1調査区 イ.2調査区 ウ.3調査区以上可 ※1調査区当たり50世帯が目安ですが、場所によって40~70世帯程度の幅があります		
国勢調査調査員の経験の有無 どちらかを○囲み	ア.有 イ.無 ↓(「有」の場合、下記の調査年を○囲み) ア.令和2年(前回) イ.平成27年(前々回) ウ.平成22年以前 ※久留米市以外の他市町村での従事経験も含まれます		
◆以下は市記入欄のため記入しないでください◆			
R2 国調調査区番号		R7 国調調査区番号	
地図 No.		調査員 ID	

(ホームページ公募用)

【調査員の仕事の流れと主な仕事内容】

8月	9月			10月		
中下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1 説明会						
		2 区域確認				
			3 調査票配布			
				4 回答確認・回収等		
						5 提出

1. 調査員事務説明会への出席(8月中下旬～9月上旬の期間で半日程度)
国勢調査の概要・調査方法等について、久留米市が主催する説明会に参加します(日時は別途通知)。
2. 担当調査区域の確認(9月17日～9月19日)
担当調査区域内の現地確認を行い、地図の補記や名簿の作成準備を行います。
3. 調査票(紙)の配布、インターネット回答の利用案内配布(9月20日～9月30日)
担当調査区内の世帯へ必要書類の配布を行います。
4. 調査票の回収(10月1日～10月27日)
インターネット回答または郵送回答以外の世帯から調査票の回収を行います。
5. 調査書類の検査後、市への提出(10月下旬以降)
名簿や地図を整理し、世帯から回収した調査票を市へ提出します。

【参考】

令和7年国勢調査では、調査票の回答方法を次の①～③の中から選べます。

- ①インターネット回答 パソコンやスマートフォンでのインターネット回答
- ②郵送回答 調査票(紙)を返信用封筒で郵送
- ③調査員回収 調査員に調査票を見られたくない世帯は封入提出が可能

<調査員従事にあたっての留意点>

- 担当調査区は、お住まいの校区や自治会区域で設定できるよう努めますが、必ずしもご要望に沿えない場合もございますので、ご了承ください。また、担当調査区は、申込書の希望区域や利用される交通手段等に配慮して割り当てを行い、令和7年5月頃までにお知らせする予定です。
- 常勤のお仕事をされている方でも調査員の兼業は可能ですが、兼業の可否は勤務先により異なりますので、事前確認をお願いします。また、調査活動時に調査以外の活動(セールスなど)を行うことは禁止されています。
- 実際の調査活動は、おおむね9月上旬から10月下旬の2か月程度です。決まった勤務日や勤務時間はないため、基本的に調査員のご都合に合わせて活動可能です。
- 調査員の選考要件
 - ・原則20歳以上であること(20歳未満の方は要相談)
 - ・責任をもって調査事務を遂行できること
 - ・調査で知り得た情報を漏らさず、秘密保護を厳守できること(統計法に基づく守秘義務有)
 - ・税務・警察・選挙に直接関係がないこと
 - ・暴力団員その他の反社会的勢力に該当しないこと
- 統計調査員経験の有無は問いません。調査前の説明会にて詳しい仕事内容を説明しますので、経験のない方も安心してご応募いただけます。
- 安全確保を図るため、「同行者制度」(事前登録した家族や知人の同行)や「相互協力制度」(複数の調査員が各々の担当調査区を協力して調査)があります。
- 報酬の支払方法は口座振込、支払日は令和7年12月下旬の予定です。報酬は勤労収入にあたるため、所得税の源泉徴収や確定申告が必要な場合があります。

〔お問い合わせ先〕

久留米市総務部総務課(統計チーム)
〒830-8520 久留米市城南町 15 番地3
TEL:0942-30-9053(直通)
FAX:0942-30-9706
Email:toukei@city.kurume.lg.jp